

合併基本計画) 係る平成24年度から26年度までの実施事業に関する意見に対する対応調書

(牟礼地区)

地区名	項目番号	項目	事業の内容	担当部局	担当課	対応方針
牟礼地区	1	高松市牟礼老人福祉センター機能の継続	牟礼地区における福祉と保健の拠点施設である高松市牟礼老人福祉センターについては、廃止の方向で検討していると伺っている。 これに伴い、現在、牟礼老人福祉センターで実施している健康相談や健康増進のための各種教室等については、新設される牟礼コミュニティセンターに併設される地域包括支援センターおよび保健ステーションにおいて、引き続き、実施されると思われるが、もう一つの機能である高齢者の生きがいがづくりのために実施している、風呂を含む各種レクリエーション事業や送迎用の福祉バスについても、廃止ではなく、代替施設で実施をするなど、現在の牟礼老人福祉センター機能の継続をされたい。 また、牟礼老人福祉センター廃止後の現施設をどうするのか、その利用計画を示されたい。	健康福祉部	長寿福祉課	老人福祉センターで実施している健康相談等の各種教室については、地域包括支援センター、保健ステーションの移転に伴い、新しい施設において実施します。 また、生きがいがづくりのための各種レクリエーション事業は、新コミュニティセンターや近隣の代替施設への移行を検討しています。 老人福祉センターや福祉バスの廃止に当たっては、利用者に十分な説明を行い、円滑な移行を図りたいと考えています。 老人福祉センター廃止後の現施設の利用については、耐震補強工事をせずに使用することとなるため、倉庫等での利用を検討しています。
牟礼地区	2	はらこども園における一時預かり事業の充実	はらこども園(幼保一体化)における一時預かり事業については、乳幼児の精神的負担を軽減するため、長時間の保育とならないよう、預かり時間(9時から16時)が定められているが、短時間部を利用している利用者(保護者)であっても、緊急な用事等、その理由によっては、預かり時間の延長をするなど、一時預かり事業の充実を図られたい。	健康福祉部	こども園運営課	一時預かり事業は、基本的に在宅家庭の緊急な用事に対応できる制度であります。短時間利用の幼稚園児も条件によって利用することができるようになってきているところです。 預かり時間の延長につきましては、保護者負担の増加との関係も踏まえて適切に対応を検討してまいります。
牟礼地区	3	はらこども園における0歳児保育に係る保育環境の改善	はらこども園では、生後3か月からの0歳児保育を実施しているが、保育室等の環境整備が不十分なため、安全面、衛生面で問題がある。 このようなことから、3～6か月児と0歳児後期の子どもを分けるための間仕切りの設置、調乳室やトイレの増設等、早急に保育環境の改善を図られたい。	健康福祉部	こども園運営課	現在、未満児の兼用の手洗い設備を設置していますが、24年度に乳児用の手洗い設備の設置を検討しています。今後とも保育環境の適正性を精査し、状況を踏まえ必要に応じて適切に対応を検討してまいります。
牟礼地区	4	ため池の維持管理に対する財政支援	近年の異常気象や想定外の地震により、ため池が決壊し、尊い生命や財産が失われており、防災の観点からも、ため池の管理が重要視されてきているが、ため池の管理主体である農家は、高齢化と農地転用および耕作放棄による減少により、適正な管理が困難な状態が続いている。 このような状況を踏まえ、農家の負担を軽減し、また、地域住民が安心して暮らせるよう、ため池の維持管理に対し、財政支援をされたい。	産業経済部	土地改良課	現在、農振農用地を対象に農家の高齢化等で農業施設の維持管理ができない対策として、国の事業である農地・水保全管理支払交付金事業が実施されております。 この事業は、地域の農家を中心に非農家を含めた活動組織で農業施設を守っていく活動に対して、国・県・市において、活動範囲の農用地面積に応じて支援するもので、現在、本市においては、25の活動組織が、この事業に取組み、ため池の草刈や清掃等を実施しております。 今後も、この事業を推進し、ため池等の農業施設の維持管理を支援するとともに、地元コミュニティの協力を得る中で、地域の財産として管理していただきたいと存じます。
牟礼地区	5	災害時における地域継続計画の策定～CCP(コミュニティ継続計画)～	阪神大震災や東日本大震災の教訓から、大災害時においては、既存の防災計画・防災体制では、全く通用しないことは明らかである。 災害が発生して、収束・復興までは、大きく分けて3つのプロセスがあると言われており、第1段階は救命・救急(災害発生3日から1か月間)、第2段階は復旧、第3段階は復興である。 特に、第一段階の救命に関わることは、初動が重要だが、行政組織では、なかなか有効な対応ができないので、地域コミュニティ、自治会など、地域の日ごろの準備が生死を分けるといっても過言ではない。 初期の段階で大切なのは、地域住民の入居者情報とそれによる安否確認である。外部から支援隊が入ってきても、地域の実情が分からなければ、迅速な救命・救急には至らない。その他にも、避難所の開設・運営、食糧・生活物資の調達など、多岐にわたる。 初動で、地域住民が、他力でなく自力で行わなければならないことが事前に理解され、準備があれば、多くの方の命が救われる、何よりも不安が取り除ける。 高松市においても、地域防災計画の見直しや業務継続計画の策定に取り組まれていると思うが、災害が発生し、初動から1か月ぐらいの期間の地域の役割と行動を明確にし、被害を最小限に止め、地域全体を、より早期の復興に導くため、地域と行政の協働による地域継続計画の策定に取り組まれたい。	総務部	危機管理課	初動体制につきましては、最重要課題と認識いたしております。 事業の内容説明にもありますように、初動期に地域住民の皆さんの活動内容や役割が理解され、平常時にそれに応じた準備を進めることが重用だと考えております。本市では、昨年度、各コミュニティセンターごとに、東南海・南海震災などの大規模な災害を想定した「避難所運営の手引き」の作成をモデル的な資料とともに提案しております。大規模災害においては、本市職員やコミュニティセンター職員なども被災することが予想されるため、速やかに避難所を開設し円滑に運営を行うためには、地域と本市が協働して、避難所運営の取組みが必要とされます。 この手引きは、地域住民の皆さんが避難所の開設、運営や救助活動を行うための基本的な内容(いつ、誰が、何を、どのように行なうべきか)をまとめたもので、是非、各コミュニティ地域で「避難所運営の手引き」を作成および確認をしていただき、本市と情報を共有していただきたいと存じます。 住民の皆様への御協力を賜りたいと存じます。

合併基本計画) 係る平成24年度から26年度までの実施事業に関する意見に対する対応調書

(牟礼地区)

地区名	項目番号	項目	事業の内容	担当部局	担当課	対応方針
牟礼地区	6	東日本大震災の教訓を踏まえた地域防災計画の見直し	<p>東日本大震災の教訓を踏まえ、高松市地域防災計画を見直す必要があると思うが、この見直しに当たり、次のことに留意されたい。</p> <p>【避難場所の見直し】 東日本大震災では、想定外の地震と津波により、甚大な被害が発生した。高松市においても、東南海・南海地震の危険度が増す中、地震のみならず、津波も想定した避難場所の見直しをされるとともに、避難所(施設)については、防災マップ等に収容可能人数、防災特性等を分かりやすく表示されたい。</p> <p>【避難所(施設)に必要な機器等の整備】 災害が発生した場合、牟礼地区であれば各小中学校施設が避難所となるが、東日本大震災の教訓を踏まえ、各小中学校に貯水槽、備蓄倉庫、非常用電源装置、通信機器などの整備をされたい。</p> <p>【防災教育の充実】 自主防災組織の訓練や避難訓練は定期的実施されているが、今回の大震災を教訓とし、学校教育の場においても防災教育を徹底し、防災意識の高揚を図るとともに、災害時における、子どもたちの適正な判断力の養成に取り組まされたい。</p> <p>【防災グッズの各世帯への配布】 緊急時の吹笛は、防犯だけでなく防災にも有効である。高齢者や障がい者にとっては、吹くほうが声を張り上げるよりも負担が少なく、周囲の注意を喚起することができるので、防災グッズとして、各世帯への配布を検討されたい。</p>	総務部 教育委員会教育課 健康福祉部	危機管理課 総務課 学校教育課 長寿福祉課 障がい福祉課	<p>【避難場所の見直し(危機管理課)】 地震発生時の津波対策として、沿岸部から離れ高台等に避難することが重要であることから、本市では、津波避難ビルの指定を行いました。現在の小学校の体育館等の指定避難所が津波災害に適さない場合には、校舎の上層階に避難することとしております。 指定避難所全体の収容可能人数については、地域防災計画の資料編に掲載しており、ホームページで見ることができます。地域の避難所の収容可能人数については、避難所運営の手引きに掲載して、住民のみなさんに認識していただきたいと考えております。</p> <p>【避難所(施設)に必要な機器等の整備(総務課)】 現在、本市の学校における避難所機能といたしましては、災害用備蓄倉庫が19校、非常用電源装置3校、プールの水を生活用水に浄化する機能を持つプールを6校に整備するほか、緊急連絡用通信機器の導入を検討するなど、学校が地域における避難所となるよう取り組んでおり、今後も避難所の機能の一層の強化を図る視点から適切に対応してまいりたいと存じます。</p> <p>【防災教育の充実(総務課・学校教育課)】 学校における防災教育は、安全教育の一環として行い、災害時における児童生徒の対応能力の基礎を育成しております。各学校では、道徳の時間において、自他の生命の尊重等、社会科や理科において、現在の防災対策や地震の原因等について指導するとともに、災害時の様々な危機を予測し主体的に対応することができるよう、東日本大震災の教訓を踏まえ、東南海・南海地震に備えた避難訓練等の実践的な取り組みを実施しております。今後は、災害時の課題に対して、的確な思考・判断に基づく適切な行動等についての防災教育の一層の充実を図ってまいりたいと存じます。</p> <p>【防災グッズの各世帯への配布(長寿福祉課・障がい福祉課)】 災害時における高齢者や障がい者への支援につきましては、防災グッズとしての笛の配布は、現在のところ考えておりませんが、自力で避難することが困難な高齢者や障がい者の方に対して、災害時の避難支援、安否確認等の手助けが、地域の中で素早く安全に行われる体制づくりのため、平成20年度から整備を進めている災害時要援護者台帳につきまして、今後とも、登録者の拡充の促進を図ってまいりたいと存じます。</p>
牟礼地区	7	高松市消防団牟礼分団第2部屯所の移転整備	<p>高松市消防団牟礼分団第2部屯所の移転整備については、牟礼地区地域審議会から意見を申しあげ、平成22年度第2回地域審議会において「道路拡幅、車庫の狭あい度、塩害などによる躯体の劣化による緊急度、待機室の狭あい度、耐用年数に対する経過年数による老朽度、移転整備に伴う土地確保状況などを総合的に勘案した整備基準により、年次計画を作成し、この計画に基づき、適切に対応する。」との回答を得ている。作成した年次計画を示すとともに、その年次計画に基づき、着実な事業の実施をされたい。</p>	消防局	総務課	<p>消防屯所整備につきましては、道路拡幅、車庫の狭あい度、塩害などによる躯体の劣化による緊急度、待機室の狭あい度、耐用年数に対する経過年数による老朽度、移転整備に伴う土地確保状況などを総合的に勘案し、計画的に整備しているところでございますが、用地購入や屯所整備工事などの進捗状況などにより、対応しているものでございます。 今後とも、計画的に整備してまいりたいと存じます。</p>
牟礼地区	8	地域コミュニティ協議会運営の充実・強化に対する支援	<p>地域コミュニティを軸にした地域運営を今後も推進していくには、コミュニティ協議会運営の充実・強化を図る必要があるが、このためには、「人」・「モノ」・「金」・「情報」の分野において、行政の様々な支援が必要である。</p> <p>【人づくり】単に地域リーダーというよりも、マネージメント力を備えたリーダーの育成は必要不可欠である。地域の抱える問題や課題を地域内の資源や他の資源を有効に組み合わせ、解決に導く知恵と行動力を持った地域マネージメントリーダーの育成が必要である。</p> <p>【モノ】箱モノの整備だけでなく、組織を運営するのに必要な備品やITツールなど、活発な組織運営に欠かせない物品が必要である。</p> <p>【金】組織を運営するには財源が必要である。コミュニティ協議会職員は、コミセン業務と兼務ではない専従の職員を雇用することはもとより、地域マネージメントリーダーも、ボランティアでなく、正規の職員として専従雇用できる環境づくりが必要である。また、自主財源を獲得するため、コミュニティビジネスへのインフラ支援やノウハウを習得するための研修会など、間接的な支援が必要である。</p> <p>【情報】ITに不慣れな人でも情報が受発信でき、地域内外のすべての市民が情報を共有できるよう、ITインフラ、ケーブルテレビ、防災行政無線、情報誌、ポータルサイト等の情報インフラの整備が必要である。</p> <p>市は、協働のパートナーとして位置付けている地域コミュニティ協議会に対し、「人」・「モノ」・「金」・「情報」の分野における更なる支援をされたい。</p>	市民政策部	地域政策課	<p>地域コミュニティ協議会に対する支援につきまして、まず、人材養成として、今年度も人材育成関連事業を実施いたしますが、その中で、地域マネジメントに関する内容も組み入れたいと存じます。 次に、コミュニティ活動支援システムの更新などにあわせて、必要な備品等の整備を進めてまいります。 次に、運営・活動財源については、コミュニティ協議会事務局体制強化への支援策の中で、コミュニティセンターの管理業務とコミュニティ協議会事務局事務の適切な役割分担が図れるよう必要な措置をいたします。また、コミュニティビジネスについても、高松市コミュニティ協議会連合会と連携し、同連合会のコミュニティビジネス研究班の活動成果を全協議会で共有できるようにしたいと存じます。 最後に、情報発信について、地域コミュニティ協議会の活動状況発信のインフラとして、引き続き「コミねっと高松」が活用されるよう、操作方法やノウハウの提供など必要な支援を継続してまいりたいと存じます。</p>

合併基本計画) 係る平成24年度から26年度までの実施事業に関する意見に対する対応調書

(牟礼地区)

地区名	項目番号	項目	事業の内容	担当部局	担当課	対応方針
牟礼地区	9	むれスポーツクラブの育成・支援という視点に立った指定管理者制度の運用	<p>平成23年6月22日付の四国新聞に「地域クラブ拡大に期待」と題して、スポーツ基本法は地域のクラブを「国民が興味や関心に応じて身近にスポーツができるよう、住民が主体的に運営する団体」と定義し、国や地方自治体に施設の整備や必要な施策を求めた。施策の中核を担うのが1959年に文部省(当時)が始めた総合型地域スポーツクラブだ。順大の野川春夫教授は活動場所が安定しないためクラブが難しい運営を迫られていると指摘。「国は各団体が施設を有効利用できるような力を注いでほしい」と注文をつけた。(以上、四国新聞より抜粋)</p> <p>以上のことのように、国家戦略とまで言わしめた地域クラブへの期待の中、ここ牟礼地区は国の施策に賛同し、いち早く総合型地域スポーツクラブである「むれスポーツクラブ」を設立し、5年が経過した。</p> <p>総合型地域スポーツクラブが、自主的・主体的な運営を行っていくには、拠点施設としてクラブハウスを持ち、専従のクラブマネージャーが必要不可欠であるが、むれスポーツクラブにおいては、クラブマネージャーの資格については、既に取得している。</p> <p>このことと、今年度から、totoのスポーツ振興くじ助成を5年間にわたり受けることもあり、クラブの自主的・主体的な運営が可能になりつつあるが、スポーツ振興くじ助成は5年間であり、その後、助成がなくなれば、再び、むれスポーツクラブの自立が後退する恐れもある。</p> <p>現在、市内のスポーツ施設については、(財)高松市スポーツ振興事業団が指定管理者として一括管理を行っているが、牟礼総合体育館については、地域に密着した活動を行っている、むれコミュニティ協議会を指定管理者とし、管理・運営を任せたい。むれコミュニティ協議会の傘下には、牟礼総合体育館の管理・運営のノウハウを持つ、むれスポーツクラブがあるので、むれスポーツクラブが全面的に協力することにより、より住民ニーズに沿ったサービスの提供ができるものと考えている。</p> <p>このことが、むれスポーツクラブの自主的・主体的な運営につながり、また、むれコミュニティ協議会の活性化につながるものと考えている。</p>	市民政策部	スポーツ振興課	<p>本市の39のスポーツ施設につきましては、スポーツ活動の推進を図るため、管理コスト面、管理運営面等を総合的に勘案して、全施設を一括し、指定管理者を指定する方が適当と判断したものです。その理由として、管理コストの面については、同一の指定管理者が管理した方が、スケールメリットが働き、人件費、維持管理経費の低減が期待できること、また、管理運営の面については、同一の指定管理者の場合の方が、施設間のネットワーク、管理運営の効率化、利用者サービスの公正性・公平性等が図られ、スポーツ施設として一元化が図られるメリットが期待できることから、財団法人高松市スポーツ振興事業団に指定管理しているものでございます。</p> <p>当事業団においては、管理地域が広範囲にわたることから、全市を5地区に分け、それぞれに拠点を置く管理を行うことで、各地区内での連携・協力体制を強化し、機能的かつ効率的な管理運営を行っているものでございます。その中で、牟礼総合体育館を、東部地区(牟礼地区・庵治地区)の拠点管理施設と位置付け、効率的な管理運営と施設の利用実態に基づく適正な人員配置を行い、市民の健康増進とスポーツ、レクリエーションの振興を図っていることから、今後におきましても、現行の方針で、適切な管理運営に努めてまいりたいと存じます。</p> <p>また、総合型地域スポーツクラブは、地域の人たちが、それぞれの体力や年齢、目的に応じて、いつでも、どこでも、スポーツに親しめる「生涯スポーツ社会」の実現を目指し、子どもから高齢者までが身近な場所でスポーツを楽しめるよう、地域の人たちが自主的・主体的に運営するスポーツクラブでございます。</p> <p>今後とも、総合型地域スポーツクラブの趣旨にのっとり、事務局の体制も含め、自主的・主体的な運営を行っていただきたいと思いますと考えておりますが、高松市体育協会等のスポーツ団体と連携を図りながら、クラブの側面的な支援をしてまいりたいと存じます。</p>